

役員報酬規程

2024年2月13日制定

第1条 この規程は、特定非営利活動法人知多地域権利擁護支援センター（以下「この法人」という。）の役員報酬の支給について定めることを目的とする。

（意義）

第2条 この規程における役員報酬とは、この法人が常勤役員に対し、その役務の対価として支払うものをいう。

（決定機関）

第3条 本規程の改廃は総会の議決による。

（役員報酬の決定方法）

第4条 役員月額報酬は理事会で決定する。ただし、役員一人当たり年額1,000万円を上限とする。

（計算期間ならびに支給日）

第5条 月額報酬の支給計算の期間は毎月1日より起算し、毎月月末に締め切る。

2 翌月10日に本人の同意を得た場合は本人が指定する金融機関の本人名義の口座へ振り込んで支払う。ただし、支払日が休日の場合は、その前日とする。

（控除金）

第6条 月額報酬からは、源泉所得税、住民税、社会保険料等を控除するものとする。

（補則）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は総会が別に定める

（附則）

この規程は、2024年3月1日から施行する。（2024年2月28日第3回理事会議決）

以上